

2012/12/16

厚生労働省
日本年金機構 御中

社会保険労務士 安部敬太
安部敬太社会保険労務士事務所
〒189-0014東京都東村山市本町2-4-63-301
Tel 042-391-2115
Fax 050-3737-6358

照会

1. 平成24年12月14日、日本年金機構川越年金事務所お客様相談室■■■■氏より、電話にて、同一傷病に係る障害給付を請求する場合に、初診日と認定される可能性のある日が2つ以上あり、その各日における加入要件の相違により、初診日において国民年金法第30条第1項各号または20歳前であったことによる国民年金障害基礎年金請求（以下、「障害基礎年金請求」という）および初診日において厚生年金保険の被保険者であったことによる国民年金・厚生年金保険障害給付請求（以下、「国年・厚年障害給付請求」という）の2つの請求を同日において請求すること（以下、「同時請求」という）または一方の請求に対する処分がされていない前日までにこの2つの請求を並行して行うこと（以下、「並行請求」という）は認められないと聞いた。ブロック本部に確認した結果だという。
2. 私は、上記の同時請求を数多くこれまで行ってきており、同時請求ができないと言われたことは一度もないし、何ら問題なく、国年・厚年障害給付請求が不支給となった場合には、障害基礎年金請求についての認定事務に移行するという取扱いがなされているところである。
3. にもかかわらず、このような見解が一年金事務所の見解ではなく、ブロック本部の見解として示されることに強い憤りを覚える。上記同時請求または並行請求についての可否について、以下に当方の見解を述べるので、それに対して、日本年金機構または厚生労働省としての責任ある見解を、法的根拠も含め、文書にて示すよう求めるものである。

当初から同時請求をした場合

4. 第一に、国年・厚年障害給付請求および障害基礎年金請求をそれぞれの請求書類を同時に提出する同時請求について述べる。
この同時請求が認められない理由として、上記■■■■氏は、同一傷病について2つの初診日はないからだと述べていた。
確かに、同一の傷病について一つの初診日が確定すれば、その日において、厚生被保険者であったか国年の被保険者であった（または20歳前か60歳

から 65 歳前の被保険者であった国内在住者) かの加入要件が確定し、支給される障害給付も国年・厚年障害給付か障害基礎年金かが確定する。

しかし、初診日と認定される可能性がある日が 2 つ以上ある場合は多く、だからこそ、厚年法と国年法という 2 つの根拠法により、請求者側にとっては、同時に国年・厚年障害給付請求と障害基礎年金請求の請求をするという必要が生じる。

事後重症請求の場合には受給権発生日は請求日で、障害認定日から 5 年以上経っている認定日請求の場合は遡及支給時効の 5 年は請求日からみる。障害基礎年金請求と国年・厚年障害給付請求について、一方の処分後になって初めて、もう一方の請求が可能となるとすると、現行の事務処理に要する期間からすると、もう一方の請求の請求日は少なくとも 4~6 ヶ月前後はずれこむことになる。

また、年金機構本部障害年金業務部は初診日が厚生年金加入中ではないから障害基礎年金対象といい、同都道府県事務センターは初診日が厚生年金加入中であるから国年・厚年障害給付対象だとして、障害給付の請求が年金機構内の 2 つの部署をたらい回しにされることもよくあることである。

同時請求ができないとなると、このように先の請求に対する処分決定に要する時間により、その分、後の請求に係る受給権発生時期が遅れ、遅れた月数分の障害年金を請求者は受給できなくなる。請求者側に責のない理由で、請求者に不利益を強いることはゆるされない。よって、請求者が 2 つの根拠法により 2 つの請求をする権利を、それが同日であっても、否定することは保険者側には到底できるはずがない。

5. また、同時に 2 つの請求を行うということは、本請求と予備的請求の 2 つを同時に請求することとも言える。障害認定日請求（国年法第 30 条、厚年法第 47 条）といわゆる事後重症請求（国年法第 30 条の 2、厚年法第 47 条の 2）も条文根拠の違う 2 つの請求であるが、この場合には、障害認定日請求をする場合は事後重症請求も同時に行ったものとして、本請求である障害認定日請求が不支給処分となった場合には、予備的請求としての事後重症請求についての処分を行うという扱いがなされていることは自明である。これと同様に、国年・厚年障害給付請求と障害基礎年金請求を同時請求として扱うことができないはずはない。

事後的に初診日が別の日となる場合

6. 第二に、事後的に初診日が請求上の初診日とは別の日と認定された場合または認定される可能性が生じた場合について述べる。
7. 国民年金法および厚生年金保険法による障害給付の請求は、初診日がいつになるかということにより、その加入要件により、請求の態様を選択しなけ

ればならない。また、初診日がいつになるかというのは、障害年金制度だけではなく医学的な知見によっても左右される。これらにより、請求者が請求する時点で初診日を確定すること、そして、それにより国年・厚年障害給付請求、障害基礎年金請求のどちらの障害給付を選択することは大きな困難を伴う。そのような無理難題を請求者側に押しつけ、初診日認定が請求者の想定に反した場合に、すべての不利益を請求者にのみ負わせることはゆるされない。よって、請求者の利益を最大限尊重し、かつ、公正な障害給付を行うため、請求者が公的年金の障害給付の請求意思を示した時点で、国民年金法および厚生年金保険法という制度※を超えて、全ての制度についての障害給付の請求があったものとみなすべきである。

※各共済年金法においても同様と扱うべきであるが、ここでは直接触れない。

8. 全ての場合に上記の扱いができないとしても、少なくとも以下のような場合には、請求後であっても、国年・厚年障害給付請求、障害基礎年金請求のいずれか一方の請求があった時点で、他方の請求も同時にあったものとして取り扱うべきである。
 - ① 国年・厚年障害給付請求の請求時における受診状況等証明書、診断書および病歴就労状況申立書等の請求書類ならびに請求人側の陳述等により、厚生年金被保険者期間中に初診日がない可能性があるとして判断できうる場合
 - ② 障害基礎年金の請求時における受診状況等証明書、診断書および病歴就労状況申立書等の請求書類ならびに請求人側の陳述等により、厚生年金被保険者期間中に初診日がある可能性があるとして判断できうる場合
 - ③ 上記のほか、請求者側が請求時において、全ての病歴について申立てを行い、請求時の失念等により請求後に新たに発覚した、または申し立てた病歴はなく、ひとえに保険者の判断のみにより、請求上の初診日ではない別の日が初診日と認定された場合
9. 上記のように、国年・厚年障害給付請求、障害基礎年金請求の一方の請求時までの情報により両方の同時請求がなされたという扱いが困難な場合にも、請求後に、追加提出された受診状況等証明書、診断書および病歴就労状況申立書等の請求書類ならびに保険者からの照会に対する請求者または医療機関等の文書または口頭での回答等により、請求時には予想できなかったり、失念していたりした新たな病歴が発覚し、または申し立てられ、請求上の初診日とは別の日が初診日となる可能性が生じたと判断できうる場合には、その時点で、一方の請求に並行して他方の請求（上記1の並行請求）がなされたものとして扱うべきである。

以上